

鳥取市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第53号

鳥取市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成5年鳥取市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。